

エネファーム補助金交付後の変更・移設の手続きについて

補助金を受けて取得した補助対象システム(燃料電池システム)については、補助事業者(補助金を受けた方)が責任を持って管理し、補助金の交付の目的に従って6年間以上継続して使用する義務があります。

6年間の処分制限期間内に設置先住所の変更または同住所内において移設する場合は、移設工事完了後に「取得財産に係る移設報告書」を提出してください。

【手続きの流れ】

※一般社団法人燃料電池普及促進協会を以下「FCA」という。

報告書の作成・提出

□取得財産に係る移設報告書(C-4B)

〈添付書類〉

□カラー写真8点

- ①撤去前の補助対象システムの全景
- ②移設するユニットを取り外した後の基礎等が見えるもの
- ③移設先設置住宅等建物の全景
- ④移設後の補助対象システムの全景
- ⑤移設後の燃料電池ユニット単体の全景
- ⑥移設後の貯湯ユニット単体の全景
- ⑦燃料電池ユニットの品名番号および製造番号(銘板)のアップ
- ⑧貯湯ユニットの品名番号および製造番号(銘板)のアップ

□設置先住所を証明する書類(同一敷地内の移設の場合は不要)

[現住所と設置先住所が同じ場合]

住民票、運転免許証(表・裏の写し)、法人登記事項証明書等

[現住所と設置先住所が異なる場合]

建物登記事項証明書等

※移設工事完了・使用再開後、速やかに提出してください。

※報告書に記入した住所(住居表示)と証明書類記載住所(地番)が異なる場合は、「補助対象システムの設置場所と証明書類記載住所が同一である旨の申立書」を添付してください。

※必ずコピーを取り、補助事業者および手続代行者が保管してください。

(提出いただいた書類等は、原則返却できませんのでご了承ください。)

FCA 受付・審査

※書類に不備があった場合、補助事業者または手続代行者へ連絡します。

(不備がない場合、特にFCAより連絡は致しません。)

※停止期間が長期に渡る場合、6年間の処分制限期間が延長となる場合があります。

※平成28年7月より、承認通知書の発送は取止めました。

《送付先》

一般社団法人燃料電池普及促進協会 補助金事業センター

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル7階

TEL:03-5472-1190

書留郵便(簡易書留・レターパックプラスは可)等で送付してください。

《注意》

売却、譲渡、貸付(補助事業者がリース等を目的として取得した場合を除く)による補助対象システムの移設はできません。これらに該当する場合は、財産処分となり補助金を返還していただきます。